

入会金及び会費に関する細則

(平成23年6月10日 総会議決)

(平成27年6月12日 総会議決)

(入会金)

第1条 本会の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 3,000円
- (2) 看護師会員 3,000円
- (3) 特別会員 20,000円
- (4) 賛助会員 20,000円

2 既納の入会金は、いかなる理由があっても返還しない。

(会費)

第2条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 10,000円
- (2) 看護師会員 年額 5,000円
- (3) 特別会員 年額 10,000円
- (4) 賛助会員 年1口以上(1口10,000円)

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(入会金及び会費の特例)

第3条 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

- 2 学術総会において発表するもの、又は日本東洋医学雑誌への投稿論文の共同執筆者となるもので、そのために一時的に会員になる場合は、入会金を免除し、会費は10,000とする。
- 3 賛助会員のなかで、医学、薬学、鍼灸学、看護学等の教育機関に学ぶ学生は、入会金を免除し、年会費は5,000円とする。

(細則の変更)

第4条 この細則は、社員総会の決議によって変更することができる。

附則(平成23年4月1日施行)

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則(平成27年6月12日施行)

- 1 この細則は、第66回定時社員総会終了翌日から施行する。

代議員選出に関する細則

(平成23年6月10日 総会議決)

(平成24年7月29日 理事会議決)

(総則)

第1条 本細則は、定款第6条第2項に基づき、代議員選出に関する手続（以下「選出手続」という）を定める。

(代議員の定数)

第2条 選出される代議員の定数は、直近の6月時点における正会員の総数を40で除した数（ただし、端数の取扱いについては理事会で定める。以下「代議員定数」という）とする。

(代議員の選出手続期間)

第3条 代議員の選出手続は、毎年8月から10月の間に実施する。

(代議員の選出方法)

第4条 代議員の選出方法及びその定数は、次のとおりとする。

(1) 選挙区選挙

別表に定める51の選挙区（以下「選挙区」という）における選挙とし、その定数は次のとおり、代議員定数から44名（本項(2)の信任投票の定数）を控除した数（以下「選挙区選挙の定数」という）とする。

「選挙区選挙の定数」＝「代議員定数」－44（信任投票の定数）

(2) 信任投票

理事会推薦の代議員候補者に対する信任投票とし、その定数は44名（以下「信任投票の定数」という）とする。

- 2 正会員は代議員の選出手続において、各々1票の投票権を有する。
- 3 代議員の被選挙候補者は、正会員であることを要する。
- 4 前項の正会員は、選出手続が終了する日まで継続して本会の正会員であることを要する。
- 5 正会員が所属する選挙区は、正会員の届出住所地のある選挙区とし、その基準日は選挙管理委員会の定めた選出手続開始日とする。

(選挙区選挙の手続)

第5条 選挙区選挙における選挙区ごとの定数の算定、選出方法は次のとおりとする。

(1) 選挙区ごとの定数の算定

各選挙区の定数は次の(イ)及び(ロ)の合計数とする。

(イ) 1名割当分

各選挙区ごとに割り当てられる1名分で、その総数は51名とする。

(ロ) 会員数割当分

- a 選挙区選挙の定数から51名（本号(イ)の1名割当分）を控除した数（以下「会員数

割当分の定数」という)をつぎのとおり各選挙区の会員数に応じて割り当てる。

「会員数割当分の定数」=「選挙区選挙の定数」- 51(1名割り当て分)

「各選挙区における会員数割当分の配分数」=「会員数割当分の定数」×「各選挙区に所属する正会員の数が本会の正会員総数に占める割合」

- b 本号(ロ) aの「各選挙区における会員数割当分の配分数」の内、小数点以下の数の扱いは、会員数割当分の定数に達するまで、小数点以下の数をその多い順に整数に繰り上げる。

(2) 選挙方法

(イ) 立候補の届出

選挙区選挙の候補者になろうとするものは、当該選挙区の正会員の推薦を得て立候補の届出を行う。推薦人の人数、推薦の方法、立候補届けの手續・様式等は理事会において定め、会報等で公表する。

(ロ) 当選者の決定

当選者は、各選挙区における有効投票数の5%以上を得た者について、得票数上位のものから決定する。ただし、得票数が同数の場合には、本会会員歴の長い者、次いで年齢の高い順による。

(信任投票による選出手続)

第6条 信任投票による代議員の選出手続は次のとおりとする。

- (1) 理事会は、東洋医学振興の功績、本会での経歴、本会の運営、地域性を考慮して、理事会推薦の候補者44名の候補者を決定する。
- (2) 信任投票は、全国の正会員による投票により行うものとし、有効投票数の過半数の信任を得た者を当選者とする。

(投票方法)

第7条 投票方法は、次のとおりとする。

- (1) 投票は郵送によることができる。
- (2) 投票は定数連記とする。
- (3) 投票は記号式(候補者名を印刷して○を付する方式)によることができる。

(代議員の欠員補充)

第8条 定款第6条第6項による代議員の欠員補充は、次のとおりとする。

- (1) 選挙区選挙の欠員補充は、各選挙区の次点者を補欠としこれに当てることとし、次点者がいないときは各選挙区の属する支部役員会の決議により補充する。
- (2) 信任投票による代議員の欠員は、補欠が選任されているときは補欠を充てることとし、補欠が選任されていないときは理事会における決議により補充する。

(選挙管理委員会)

第9条 代議員の選出手続きの管理・運営は、選挙管理委員会が行う。

- 2 選挙管理委員会は、名誉会員及び正会員の中から理事会の推薦により、会長から委嘱される2名の委員によって構成する。理事は選挙管理員を兼ねることができない。

- 3 選挙管理委員会委員長の選出は、選挙管理委員の互選によるものとする。
- 4 選挙管理委員の任期は選任されたときから2年以内に終了する決算期に関わる定時総会の終了の時までとする。再任を妨げないが、連続して3期（6年）を超えないものとする。
- 5 選挙管理委員会は、代議員の選出手続の公正を監理し、選出手続の結果を公表する。

（細則の変更）

第10条 この細則は、理事会の議決によって変更することができる。

（附則）

- 1 第4条5項の届出住所地は、当分の間、旧細則第7条(6)(ハ)aの「連絡先」とする。
- 2 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

役員選出に関する細則

(平成23年6月10日 総会議決)

(総則)

第1条 本細則は、定款20条に定める役員を選任にあたり、理事会が総会に提出する役員選任議案（以下「役員選任議案」という）を作成する手続を定める。

2 役員候補者の選出過程は概ね次のとおりとし、その詳細は次条以下に定める。

(1) 代議員により会長候補者となる理事を選出する。

(2) 各支部は、代議員の互選により1名の支部を代表する理事候補者を選出する。

(3) 上記(1)で選出された会長候補者はその余の理事候補者、監事候補者を選定する。

3 本細則は、総会における役員選出手続において代議員が立候補することを妨げるものではない。

(会長候補者の選出)

第2条 会長候補者は、別に定められた代議員選出に関する細則によって選出された代議員により、次のとおり選出する。

(1) 被選挙資格者

会長候補者の被選挙資格者は代議員とする。ただし、連続して2期4年会長の職にある者は被選挙資格者となることができない。

(2) 選挙方法

選挙は、予備選挙及び本選挙を行う。

(3) 予備選挙

予備選挙は、会長候補被選出者3名を連記した代議員による無記名投票により、得票数上位3位までの者（以下「本選候補」という）を選出する。ただし、辞退者がでた場合には4位以下の得票者を順次繰り上げる。

(4) 本選挙

(イ) 本選挙は、予備選挙で選出された上位3位までの本選候補について、単記、無記名による投票を行う。

(ロ) 本選挙で、最多得票者が有効投票の過半数を得た場合には、その者を当選者とする。有効投票の過半数を得たものが無かった場合には、本選挙の上位2位までの者につき単記、無記名により決選投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。

(ハ) 本選候補が1名であったときは、信任投票により過半数を得た者を当選者とする。

(5) 投票方法

(イ) 投票は郵送によることができる。

(ロ) 投票は記号式（候補者名を印刷して○を付する方式）によることができる。

(理事候補者の選出)

第3条 理事候補者は以下の定めに基づいて選出する。

(1) 各支部は、代議員の互選により1名の支部を代表する理事候補者を選出する。

(2) その他の理事候補者は、前条によって選出された会長候補者が代議員の中から選任する。

(3)連続して4期8年理事の職にある者は、理事候補者となることはできない。ただし、会長選挙の候補者となるときは、その限りではない。

(監事候補者の選出)

第4条 監事候補者は、第2条によって選出された会長候補者が選任する。

(選挙管理委員会)

第5条 役員選出手続きの管理運営は、選挙管理委員会がこれを行う。

2 代議員の選出に関する細則第9条は、前項に準用する。

(参事の委嘱)

第6条 定款第26条に定める参事は理事会の承認を得て、会員の中から会長が委嘱する。

(細則の変更)

第7条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

学術集会に関する細則

(平成23年6月10日 総会議決)

(学術集会)

第1条 定款第4条第1項(1)にもとづく学術集会は、学術総会、支部会及びその他とする。

(学術総会)

第2条 学術総会は通常毎年1回開催する。

- 2 学術総会は学術総会会頭（以下会頭とよぶ）が主催する。
- 3 会頭、開催地及び期日は理事会議決を経て前々年度の総会において発表する。
- 4 学術総会の運営は学術総会準備委員会（以下準備委員会とよぶ）が行う。
- 5 準備委員会委員は会頭が委嘱する。

(支部会)

第3条 支部会は各支部において適当な時期に年1回以上開催する。

(その他)

第4条 第1条のその他とは国際学術集会、研修会、講演会などである。

(細則の変更)

第5条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

支部に関する細則

(平成23年6月10日 総会議決)

(名称所在地)

第1条 本会に次の8支部をおく。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 北海道支部 | (2) 東北支部 |
| (3) 関東甲信越支部 | (4) 東海支部 |
| (5) 北陸支部 | (6) 関西支部 |
| (7) 中国・四国支部 | (8) 九州支部 |

(事業)

第2条 支部が行う事業は次のとおりである。

- (1) 学術集会（支部会）を年1回以上行わなければならない。
- (2) 講習会、講演会、研究会その他本会の目的達成に必要な事業を理事会の承認を得て行うことができる。

(支部代表理事)

第3条 支部は支部代表理事が本会定款にもとづいて運営する。

- 2 支部代表理事は本会理事を当て支部の会務を統括し、その結果を会長に報告しなければならない。

(予算)

第4条 支部は毎年予算を編成し理事会の承認を受けなければならない。

(組織、運営)

第5条 支部の組織、運営等は、理事会承認の支部規約の定めに基づいて行う。

(細則の変更)

第6条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

委員会に関する細則

(平成23年 6月10日 総会議決)

(平成24年 3月25日 理事会議決)

(平成24年12月 9日 理事会議決)

(平成25年 9月 8日 理事会議決)

(平成25年12月 8日 理事会議決)

(平成26年 3月30日 理事会議決)

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本東洋医学会（以下、「本法人」という。）の委員会設置及び運営に必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会の設置は、本法人の事業を円滑に遂行するため、会長が起案し、理事会の決議を経て行う。

2. 委員会は、委員会の事業を補うため、理事会の承認を得て、委員会の下に小委員会を設置することができる。

(1) 小委員会の委員の選任方法は、その小委員会が属する委員会が別に定める。

(委員会)

第3条 本法人の委員会の名称及び職務は、別表に掲げる通りとする。

2. 委員会を担当する理事（以下「担当理事」という。）は、会長が選任する。

(委員及び構成)

第4条 委員会の構成は、委員長1名及び委員若干名とする。

2. 委員会の委員は、会長と担当理事との間で協議し決める。

3. 委員は、正会員とする。

(1) 倫理委員会及び利益相反（COI）委員会には、本法人の透明性を担保するため会員以外の外部の委員を1名以上選任する。

4. 委員長は、委員の中から担当理事が選任する。

5. 副委員長は、委員長の職務を代行させるため、担当理事の指名により選任することができる。

6. 委員会には、担当理事及び委員長の協議によりアドバイザーを置くことができる。

(1) アドバイザーは、正会員以外とする。

7. 担当理事及び委員長の協議により、委員会の職務を遂行するために他の委員会の委員をオブザーバーとして招集することができる。

(委嘱)

第5条 委員会の委員長、副委員長、委員及びアドバイザーは、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員長、副委員長、委員及びアドバイザーの任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された委員長、副委員長、委員及びアドバイザーの任期は、先任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2. 決議は、委員会出席委員数の過半数を要し、可否同数の時は、担当理事の決するところによる。
 - (1) 書面による決議を行うことができる。
3. 担当理事は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。
 - (1) 報告とは、議事録による会長への報告及び理事会での口頭報告とする。
4. 担当理事は、緊急を要する事案が生じた時は、委員長と相談し、委員会の決議を待たずに対応することができる。その場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。

(経費)

第8条 委員会の活動にかかる宿泊交通費は、別に定める規程により本法人が負担する。ただし、担当理事、委員長、副委員長、委員及びアドバイザーは無報酬とする。

(議事録)

第9条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(委員会の改廃等)

第10条 委員会の廃止及び改変は、会長が起案し、理事会の決議を経て行う。

(細則の変更)

第11条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表 委員会 職務

- 編集委員会：学会誌及び英文誌の編集発行
健康保険担当委員会：健康保険関係の問題対応
学術教育委員会：卒前卒後教育の充実に向けた作業
鍼灸学術委員会：日本の伝統鍼灸を国民的医療にするための学術研究を推進し
日本鍼灸の優れた点を世界各国に紹介し普及させる
E B M 委員会：漢方医学のエビデンス・ベースの構築
用語及び病名分類委員会：WHO 国際分類の適切な導入及び普及
辞書編纂委員会：辞書編纂作業
生薬原料委員会：生薬問題の具体的対策
国際委員会：国外の関連機関との提携及び交流
専門医制度委員会：漢方専門医を目指す専攻医に必須な臨床研修の構築・管理と
専門医認定を行い、専門医の生涯教育と更新認定を行う
運営委員会：学会の将来像、理事会諮問事項、予算・決算及び事業計画・
事業報告等の検討
広報委員会：広報活動及びWEBサイトの運用整備
倫理委員会：倫理関係の問題対応
利益相反（COI）委員会：COI 関係の問題対応
コンプライアンス委員会：コンプライアンス関係の問題対応

主催・共催・協賛・後援等の取扱い細則

(平成 24 年 9 月 9 日理事会議決)

(平成 25 年 12 月 8 日理事会議決)

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本東洋医学会（以下、「本法人」という）が関与する催しにおける「主催」、「共催」、「協賛」または「後援」の取扱いに関する基準を定めることを目的とする。

第 2 条 その細則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「主催」とは、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- (2) 「共催」とは、本法人を含む複数の者（団体）が催しの開催の主体となり、企画当初から、共催団体として内容、運営、経費負担等について協議を行って、その催しを開催することという。
- (3) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本法人がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。主催団体が企画から実施まで責任を有するもので、協賛団体として名義使用の承認を行うものとする。後援と同等であるが、協賛金等の費用負担を伴う場合に使用する。
- (4) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本法人がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、名義使用の承認に限る場合に使用する。

(適否の基準)

第 3 条 本法人が催しを主催しまたは、主体となって共催する場合は、定款第 3 条（目的）および第 4 条（事業）に則っていることを基準として、個別に判断する。

2. 本法人以外の団体等が開催の主体となる催しについて、「共催」、「協賛」または「後援」の申し入れがあった場合は、前項の基準に加え次の（1）に掲げるいずれかに該当し、かつ、（2）に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

- (1) 承認できる場合
 - a) 東洋医学の発展に寄与するものと認められること
 - b) 公益性があると認められること
 - c) 対象となる団体が、公的学術団体および官公庁等、またはこれらに準ずること
 - d) 本法人の会員にとって有益であると認められること
 - e) 本法人の目的および事業の内容に照らし、特に必要と認められること
- (2) 承認できない場合
 - a) その運営方法が、公正でないと認められること
 - b) その対象が極めて限定されたものと認められること
 - c) 暴力団と関係があるまたはその恐れのあること
 - d) その他、本法人の業務の目的および内容に照らし、適当でないと認められること

((手続き))

第 4 条 本法人がその催しを「主催」する場合には、理事会の決議を経て行う。

2. 他団体からの依頼で、本法人がその催しを「共催」、「協賛」、「後援」する場合には、理事会の決議を経て行う。
3. 本法人が、他団体へ「共催」、「協賛」、「後援」を依頼する場合は、理事会の決議を経て行う。
4. 学術集会に関する細則第2条で定める学術総会が、開催するプログラムの全てまたは、一部を他の団体と「共催」、「協賛」、「後援」する場合は、理事会の承認を得る。
5. 支部および都道府県部会等（以下、「支部会等」という。）は、他団体からの「共催」、「協賛」、「後援」の依頼を受けることができない。
6. 支部会等は、他団体へ「共催」、「協賛」、「後援」を依頼する場合は、理事会の決議を経て行う。
 - (1) 「共催」、「協賛」、「後援」するプログラムは、支部会等が主催する全てのプログラムの1/3を超えてはならない。

（掲載）

- 第5条 「会報」への開催案内の掲載（以下、「掲載」という）または開催案内書の同封（以下、「同封」という）の依頼があった場合は、原則として次のとおりとする。
1. 共催の場合は、「会報」に掲載することができる。なお、掲載方法については次による。
 - (1) 本法人が計画当初から、委員派遣、経費の負担を応諾して共催する場合は、原則として詳細にわたり内容を掲載する。また、掲載を2回以上行うことができる。その他の共催の場合は、第2項に準ずる。
 2. 協賛・後援の場合は、「会報」に掲載または同封することができる。なお、その方法については次による。
 - (1) 掲載の場合は、原則として、会期・会場・参加条件等の概略を1回に限り掲載することができる。ただし、開催日までの時間的余裕がない場合は掲載できないことがある。
 - (2) 同封の場合は、原則として、会期・会場・参加条件等の概略を1回に限り主催者の費用負担で同封することができる。ただし、開催日までの時間的余裕がない場合は同封できないことがある。

（ホームページへのリンク）

- 第6条 本法人ホームページへのリンクの依頼があった場合は、原則として次のとおりとする。
1. 本法人が計画当初から、委員派遣、経費の負担を応諾して共催する場合は、原則として本法人ホームページの「お知らせ」欄にリンクを張ることができる。その他の共催の場合は、第2項に準じてリンクを張ることができる。
 2. 本法人と協賛・後援の場合は、本法人ホームページの「リンク集」にリンクを張ることができる。

（細則の改廃）

- 第7条 この細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

（附則）

- 1 この細則は、平成24年9月9日から施行する。
- 2 この細則は、平成25年12月8日から施行する。